

# 「外だから見える、 これからの日本。」

～在外選挙の制度と手続きについて～

在外選挙登録資格

- ① 満20歳以上で
- ② 日本国籍を持っていて
- ③ 海外に3ヶ月以上お住まいの方

## 登録・投票は簡単です

必要書類を準備し申請書に記入、  
大使館、総領事館窓口で登録申請

3か月後に大使館などから  
住所確認の連絡を受ける

選挙人証の受取

### 用意する物



居住している事を  
証明できる書類



大使館



電話又は葉書



選挙人証

※申請書や選挙人証が海外・国内を往復するため2・3か月かかります ※選挙人証受取は郵送又は窓口での受取が選べます

### 代理で同居家族を通じた申請も出来ます。

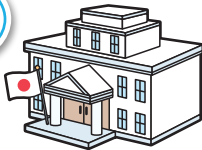
申請者の上記書類と署名入り在外選挙人名簿登録申請書と申出書※、代理の方の旅券をご用意ください。

※領事窓口または総務省のホームページから入手できます。



### 在外投票は次の3つの方法から選択できます

直接派?



### 郵便等投票

投票用紙等を請求して、記載の上、登録  
先の選挙管理委員会へ郵送する方法。

郵送派?



国内派?



### 在外公館投票

直接日本大使館・総領事館（出張駐在  
官事務所）に向いて投票する方法。

### 日本国内で投票

一時帰国した方や帰国直後で転入届を提出して  
3ヶ月未満の方は、日本国内でも投票できます。

### 外務省

平成22年5月に憲法改正国民投票法が施行されました。在外選挙人証をお持ち  
の方は国民投票にも投票できます。

詳しくは、在メルボルン日本国総領事館

TEL : 03-9679-4510 Mail : meljapan@mb.mofa.go.jp

または **外務省 在外選挙** **検索** まで。